

東京弁護士会 シンポジウムのご案内
「いよいよ 2026 年 4 月 1 日新法施行～
今聞いておくべき改正区分所有法の最新講義」

～鎌野邦樹名誉教授にご講演いただきます～

我が国で初めて分譲マンションが誕生して以来約 70 年が経過し、今やマンションストック戸数は 700 万戸超に達し、試算によれば約 1500 万人、国民の 1 割超がマンションに居住するとされています。一方で、「二つの老い」と言われている建物の老朽化、住民の高齢化を巡る様々な問題が顕在化してきています。

そのような状況のもと、2025 年 5 月 23 日、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。

そこで今般の法改正に関与された鎌野邦樹早稲田大学名誉教授をお招きし、下記のとおり企画いたしました。前述の通り、今やマンションは国民生活の重要な一部となっていることから、弁護士、マンション管理士等の専門家のみならず、広く一般市民の方々にもご参加いただきたく、本書面をもって周知させて頂く次第です。

敬具

記

日 時：2025 年 7 月 22 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
場 所：弁護士会館 2 階クレオ ABC（東京都千代田区霞が関 1-1-3）
主 催：東京弁護士会弁護士業務改革委員会マンション部会、
同マンション管理法律研究部
対 象：弁護士、マンション管理士等の専門家、
一般市民（マンション管理に関わる皆様）
参加費：無料
申 込：事前申込不要（受付にて来場者管理）、当日先着 500 名まで。
内 容：区分所有法改正の趣旨、内容、実務上の問題点など
構 成：1. 講演（鎌野邦樹早稲田大学名誉教授）
2. ディスカッション
パネリスト：鎌野邦樹早稲田大学名誉教授
東京弁護士会業務改革委員会マンション部会委員

以上

東弁ウェブサイトのご案内はこちら

<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/gyoumu/news/722.html>



～お問合せ先～

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
弁護士会館 6 階

担当：業務課マンション部会担当 渡辺

TEL:03-3581-3332

E-mail: mansion@toben.or.jp